

森町体験の里
指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

森 町

森町では、森町体験の里の管理にあたり、次のとおり指定管理者を募集します。

ただし、令和9年度以降において、森町体験の里、森町吉川キャンプ場、森町天方宿泊施設の効果的・効率的な施設運営を図るため、3施設を一括して指定管理業務の対象とし、同一の事業者による管理、運営とすることを応募の条件とします。

1 対象施設

項 目	内 容
施設の名称	森町体験の里（愛称：森町体験の里アクティ森）
所在地	静岡県周智郡森町間詰1115番地の1
施設概要	
ア 敷地面積	36,083㎡
イ 施設内容 （延床面積）	陶芸体験センター（937.99㎡） 工房棟（168.85㎡） イベント広場（509.5㎡） 食体験ハウス（603.86㎡） 特産物販売所（105.87㎡） 農産物加工施設（194.44㎡） テニスコート（1,330㎡） パターゴルフ場（5,311㎡）※令和8年度以降はマウンテンバイクパーク 花木園（4,298㎡）

2 指定管理者が行う管理の基準

森町体験の里の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第22号）、森町体験の里の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年規則第54号）、その他町長の定めるところに従い、適切に管理を行うこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 森町体験の里の設置及び管理に関する条例第13条に掲げる業務
- (2) 別添の指定管理者公募仕様書

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料

町は、指定管理者の管理運営業務実施の対価として指定管理料を支払い、指定管理料の支払いの時期、方法等の詳細については、町と指定管理者で締結する協定書で定める。

- (1) 指定期間中に町が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準額の範囲内で、申請者は各年度の委託料の提案をすること。

【基準額（税抜）：指定管理期間中 各年度40,000,000円以内】

なお、基準額を超える提案があった場合は失格となるため注意すること。

6 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体又は次のいずれかに該当する団体が構成員となっているグループは、申請者となることができない。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により森町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 森町及び森町以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定若しくは不指定

となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者

オ 森町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

カ 森町及び森町以外において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者（森町の取消しに限定しない。）

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生の手続をしている者

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者の統制下にある団体

ケ 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、若しくは出資又は融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

コ 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体

サ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）

シ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

ス 森町における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する者

セ 国税、県税、森町及び本拠地所在地の市町村税を滞納している者

(3) 静岡県内に主たる事業所を有していること。

(4) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項について留意すること。

ア グループの代表団体を選出し、応募に関する事務はすべてその代表団体を通じて行うこと。

イ グループには名称を付け、その名称で応募すること。

ウ 申請書類の(3)から(9)までについては、構成員全員がそれぞれ提出すること。

エ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

7 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 配布場所

森町役場産業課で配布

※森町のホームページからダウンロードすることも可能です。

([URL:http://www.town.morimachi.shizuoka.jp](http://www.town.morimachi.shizuoka.jp))

8 現地説明会

(1) 日時

令和7年10月8日（水）午前10時00分から

(2) 場所

森町体験の里 研修室（静岡県周智郡森町問詰1115番地の1）

(3) 参加人数

各団体3名以内（グループ申請の場合は、1グループで3名以内）

(4) 申込方法

現地説明会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、「19 問い合わせ先」へ持参、郵送、FAX又は電子メールで令和7年10月6日（月）までに申し込むこと。なお、指定管理者の申請をする場合は、必ずこの現地説明会に出席すること。

9 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付方法

質問票（自由書式）に記入の上、「19 問い合わせ先」へ持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで送付すること。

(4) 回答方法

質問受付後、令和7年10月22日（水）までにFAX又は電子メールで回答する。なお、町が周知の必要があると判断した場合は、町ホームページで質問及び回答を公表する。

10 申請の受付

(1) 受付期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付方法

「19 問い合わせ先」へ持参して提出すること。

11 申請書類

申請書類は、(1)から(9)までを順に並べクリップ留めしたものを、正本1部、副本11部提出すること。なお、事業計画書（様式第2号）中の(6)収支計画（再掲）については、各年度に分けて作成すること。

(1) 指定管理者指定申請書（別記様式）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 申請に関する連絡先（様式第3号）

(4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(5) 法人にあっては申請日前6ヵ月以内に取得した法人の登記事項証明、法人以外の団体にあっては申請日前6ヵ月以内に取得した代表者の住民票の写し

(6) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

(7) 直近3箇年の貸借対照表、損益計算書及び実績報告書又はこれらに類する書類

(8) 直近2箇年の国税、県税、森町及び本拠地所在地の市町村税の滞納がないことを証明する書類

(9) その他町長が必要と認める書類

12 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会にて、書類審査及び事業計画を用いたプレゼンテーション審査を実施し、指定管理者候補者を選定する。

(2) 選定の基準

指定管理者候補者の選定基準は、次のとおりとする。

選定基準	審査項目		配点
施設の設置目的の 確実な実施が見込まれること。	基本方針	① 森町体験の里の性格、設置目的、業務内容を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか。	10
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものと、サービスの向上が図られるものであること。	サービスの向上	① 利用者へのサービス向上を図るための具体的な提案がされているか。 ② 実効性がある新たな事業等の提案がされているか。	15
	平等利用の確保	① 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されているか。 ② 利用者のトラブルを未然に防止するための具体策、対処方法を定めているか。	5
	独自性	① 自主事業の提案が充実しているか。	10

	実行性	① 年間の事業量を適切に把握し、実行可能な計画となっているか。	5
	地域貢献	① 町内事業者の活用や地元雇用の促進など、地域振興に寄与する提案がされているか。 ② 地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組みが提案されているか。	5
事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること。	施設の活性化	① 施設の機能を最大限に発揮し、利用者の満足度向上を図る提案がされているか。 ② 新規利用者の獲得やリピーターを増加させる提案がされているか。 ③ 利用者のニーズを把握し、運営への反映策が示されているか。	15
事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	経済性	① 収支計画書の内容は適切であるか。 ② 管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案があり、その内容は適切であるか。	10
	組織体制	① 業務遂行に必要な職員体制や配置人員は適切であるか。 ② 責任者や有資格者の配置、指揮系統は明確にされているか。 ③ 業務従事者の研修や業務指導に関する方針や計画は示されているか。	5
	組織の安定性	① 団体の経営理念や方針は指定管理者として相応しいか。 ② 継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤を有しているか。 ③ 当該施設の指定管理者として又は類似施設の管理運営等において優れた実績を有しているか。	10
	安全管理	① 安全対策は明瞭で業務従事者の教育、訓練の実施計画はあるか。 ② 防犯・防災対策が計画され、示されているか。 ③ 緊急時の連絡体制や町への通報体制などの危機管理体制が示されているか。	10
合 計			100

13 選定結果の通知

申請者あてに、令和7年11月中旬に通知する。

14 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体は、令和7年12月の森町議会定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

15 協定書の締結

議会の議決により指定管理者として指定された後、指定期間中の基本的事項を定めた協定を締結する。

16 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

- (2) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできない。
- (4) 次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効とする。
 - ア 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他町が不相当であると認めるとき。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 公募施設に対して複数の申請を行うことはできない。
- (7) 申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、町は、選定結果に係る公表をする場合やその他町が必要と判断するときは、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (8) 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いる結果生じる事象に係る責任は、すべて申請者が負う。
- (9) 申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り、書面をもって行うことができる。ただし、この場合においても申請書類は返却しない。
- (10) 次に掲げる場合に該当したときは、再度の選定を行う場合がある。
 - ア 応募がなかった場合
 - イ 応募があったもののいずれも適切な提案でなく、候補者が選定できない場合
 - ウ 選定の結果を通知した後に次の事情で指定管理者に指定できない場合
 - (ア) 議会において指定の議案が否決されたとき。
 - (イ) 倒産、解散等の状態により、団体としての能力や存在をなくしたとき。
 - (ウ) 応募資格がなかったことが判明したとき。
 - (エ) 申請書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

17 その他

- (1) 業務の再委託

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、施設の管理運営を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を他の者に委託することができる。
- (2) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項
 - ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町に報告しなければならない。
 - イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、町は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることがある。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、町は、指定管理者の指定を取り消すことがある。
 - ウ 指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負う。
- (3) 関係法令等の厳守

管理業務を行うにあたっては、次に例示する法令等その他森町体験の里の管理を行う上で必要な法令等を遵守すること。

 - ア 地方自治法
 - イ 森町体験の里の設置及び管理に関する条例及び森町体験の里の設置及び管理に関する条例施行規則
 - ウ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - エ 消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令

18 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 令和7年9月24日（水）～令和7年10月24日（金）
- (2) 申請の受付 令和7年9月24日（水）～令和7年10月24日（金）
- (3) 質問の受付 令和7年9月24日（水）～令和7年10月15日（水）
- (4) 質問の回答 令和7年10月22日（水）までに回答

- | | |
|--------------|-----------------|
| (5) 現地説明会 | 令和7年10月8日(水) |
| (6) プレゼン | 令和7年11月7日(金) 予定 |
| (7) 選定 | 令和7年11月中旬予定 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和7年11月下旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 議会での議決後速やかに通知 |
| (10) 協定書の締結 | 令和8年3月 |

19 問い合わせ先

森町役場産業課商工観光係

〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1

電話番号 0538-85-6319 FAX番号 0538-85-5259

電子メール kanko@town.shizuoka-mori.lg.jp

担当者 坂口

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

森町長 氏 名 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 (印)
(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

森町体験の里の管理に関する業務を行いたいのので、森町体験の里の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他町長が必要と認める書類

年 月 日

現地説明会参加申込書

所在地
団体の名称
代表者氏名

森町体験の里の指定管理者募集に係る現地説明会の参加について次のとおり申し込みます。

申込担当者	役職・氏名			所 属	
	連 絡 先	電話番号			
		F A X			
		電子メールアドレス			
参加者 (3 名以内)	役職・氏名			所 属	
				所 属	
				所 属	

事業計画書

申請年月日 令和 年 月 日			
団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
電子メールアドレス			
現在運営している施設名	所在地	主な事業内容	

1 事業計画

事業計画は、選定基準の内容を理解し、以下の内容について可能な限り具体的に全て記載してください。なお、記載欄については、適宜加工してください。

(1) 基本方針等

・指定管理者の指定を申請した理由

・施設の管理運営に関する基本計画
(施設の設置目的等を踏まえ、管理運営全般にあたっての方針等を記載)

(2) 施設の平等利用の確保及びサービス向上に関する取組み

毎年度の事業内容が相違する場合は、年度ごとの事業内容が分かるように記載してください。

- ・ サービス向上及び実効性のある新規事業及び自主事業の提案、地域貢献の取組み等

(3) 施設の効用を最大限発揮した施設の活性化に関する取組み

毎年度の事業内容が相違する場合は、年度ごとの事業内容が分かるように記載してください。

- ・ 現存する施設の機能での利用満足度の向上、新規顧客及びリピーター増加の取組み等

(4) 組織体制等

毎年度の事業内容が相違する場合は、年度ごとの事業内容が分かるように記載してください。

- ・ 団体の経営理念、指揮系統や職員体制、雇用人数、職員研修や安全管理の取組み等
(組織図等については、別途作成した資料を添付することも可能です。)

(5) 収支計画（総括表）

(単位：千円)

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 入	販売・利用料金収入					
	指定管理料					
	その他の収入					
収入計（A）						
支 出	売上原価					
	人件費					
	修繕費					
	諸経費					
支出計（B）						
収支（A－B）						

※(6)収支計画（再掲）に、年度ごとの詳細を記載してください。

(6) 収支計画（再掲）

収支計画（再掲）は、年度ごと作成してください。

（令和 年度）

（単位：千円）

区 分	項 目	金 額	備 考（積算根拠等）
収 入	販売・利用料金収入		
	創作体験部門		
	飲食部門		
	特産物販売部門		
	農産物加工販売部門		
	スポーツ体験部門		
	指定管理料		
	その他の収入		
収入計（A）			
支 出	売上原価		
	人件費		
	修繕費		
	諸経費		
支出計（B）			
収支（A－B）			

※注意事項

- 1 「修繕費」は、毎年度1,000千円以上としてください。
- 2 「販売・利用料金収入」は、各部門の収入が分かるように記載してください。
- 3 収入、支出科目に追加がある場合は、必要に応じて行を追加してください。
- 4 追加した項目は、「その他の収入」及び「諸経費」として(5)収支計画（総括表）へ記入してください。

申請に関する連絡先

団 体 名	
所 在 地	〒
(連絡先) 所 属 役 職 担 当 者 電 話 番 号 F A X 電子メール	